

【諮問第118号】

20川情個第35号
平成20年10月20日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成19年11月15日付け19川健庶第1603号で諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った文書不存在を理由とする拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は平成19年10月22日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「保育士だった私に対して、健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の私の机・本箱・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下にもかかわらず、片付けなければ処分をすると脅かし続け、懲戒処分をするために、人事に依頼した健康福祉局案の伺い等の開示について【健康福祉局が保管している起案・決裁文書】」の個人情報開示請求を行った。

これに対して実施機関は、総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）あてに懲戒処分を依頼するための伺い等の起案、決裁文書が存在しないため、平成19年10月26日付けで、該当文書不存在を理由として保有個人情報開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成19年10月31日付で、「私は平成19年10月18日には、人事課による事情聴取を受けました。その事情聴取を行うにあたり、その開催の依頼文・経過・理由書・関係資料等の提出をしたはずであります。該当文書がないという健康福祉局の回答に、疑義を感じます。」との理由を示し、異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

平成20年1月15日付け意見書及び平成20年4月14日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成19年10月22日付けで、異議申立人に対して懲戒処分をするために人事に依頼した健康福祉局案の伺い等について、個人情報開示請求を行ったところ、平成19年10月26日付けで「該当文書がない」という理由をもって拒否通知が送付されたが、その回答には納得がいかない。
- (2) 実施機関の処分理由説明書では、該当文書不存在としているが、そんなことは考えられない。一人の職員を正当な理由もなく懲戒処分とすることはできないはずである。
- (3) 異議申立人は平成19年10月18日に、人事課による事情聴取を受けた。その事情聴取を行うにあたり、開催の依頼文、経過、理由書、関係資料等を人事課あてに提出しているはずである。
- (4) したがって、処分理由説明書は、該当文書不存在と虚偽の報告をしており、拒否処分の取消しを求めるとともに、異議申立人本人の情報に関して全部開示を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成19年12月7日付け処分理由説明書及び平成20年2月18日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、平成18年4月1日付けの人事異動の際に運ばれた大量の荷物を整理しようとしなかったため、職務上の上司から執務環境の整理を目的とした、数度にわたる職務命令及び局長名の文書注意処分を受けたが、一向に従おうとしなかった。
- (2) 健康福祉局では異議申立人のこのような服務義務違反が、公務員の服務に関する秩序維持の観点から問題があるとし、川崎市事務分掌規則第2条の規定により服務の事務を所管する人事課に対し、口頭または文書により適宜報告してきた。
- (3) しかし、異議申立人が開示請求しているような「懲戒処分をするために、人事に依頼した健康福祉局案の伺い等」については作成しておらず、したがって当該文書は存在していない。
- (4) よって、当該請求については、対象文書が存在しないことをもって、拒否処分とした。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人が開示請求を行った情報は、「保育士だった私に対して、健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の私の机・本箱・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下にもかかわらず、片付けなければ処分をすると脅かし続け、懲戒処分をするために、人事に依頼した健康福祉局案の伺い等」であり、健康福祉局は、人事課に対して懲戒処分を依頼した文書を作成した事実はないとして、拒否処分を行ったものである。
- (2) 川崎市事務分掌条例及び同規則によれば懲戒手続に関する権限は人事課が分掌しており、懲戒手続において、当該職員の所属部局からの依頼を必要としていない。また、通常、懲戒処分は当該職員の所属部局からの依頼によってなされるものではないため、当該職員の所属部局から懲戒処分を依頼した文書は存在しないと考えられる。
- (3) 懲戒手続において、当該職員の所属部局からの当該職員に関する情報が必要となる場合があり、所属部局から当該職員に関する情報が記載された文書が人事課に提出されることがある。このような文書に、当該職員に不利益な事実が記載されている場合もある。ただ、このような文書は、当該職員に関する報告文書であり、人事課に対して懲戒処分をするために依頼した文書ではない。
- (4) 従って、本件において、健康福祉局が人事課に対して異議申立人の懲戒処分を依頼した文書は存在しないと考えられ、他にそのような文書が存在するこ

とを伺わせる事実はない。

(5) よって、健康福祉局が、文書不存在を理由として、拒否処分を行った判断は、妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	小 林	美智子
委 員	鈴 木	庸 夫
委 員	高 岡	香
委 員	安 富	潔